# 委 託 訓 練 契 約 書（案）

# 長野県松本技術専門校　校長　　　　　　　　　　（以下「委託者」という。）は、委託者の行う職業訓練を委託するに当たり、　　　　　　　　　　　　（以下「受託者」という。）と次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第２条　委託者は、別表に定める職業訓練及び就職支援の実施並びにこれに付随する業務を受託者に委託する。

（履行期間）

第３条　委託業務の履行期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（委託費単価）

第４条　委託者は、委託業務に必要な経費（以下「委託費」という。）を受託者に支払うものとする。

２　前項の委託費は、受講生１人につき訓練実施後１か月（訓練開始日又はそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの区切られた期間を「１か月」として取り扱う。ただし、中途退校者が発生した月については、退校までの日とする。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間（以下「訓練設定時間」という。）の80％に相当する時間の訓練を受講した者を対象に、受託者に支払うものとする（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。また、算定基礎月において、訓練設定時間の80％に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80％に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

３　第１項の委託費の額は、支払対象月数に、別表の5に定める受講生１人当たりの月額単価を乗じた額の総額とする。

４　１か月当たりの訓練設定時間が100時間に満たない場合は、100時間を分母に、訓練設定時間を分子にして得た率に、上限単価を乗じて得た額を当該月の上限単価（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。

５　訓練の開始日又はそれに応当する日を起算日とし、受講生が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合は、当該支払対象月の委託費の額について以下のとおりとする。

1. 訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上である場合は別表に定める月額単価とする。

　訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日その他受託者が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母、訓練実施日数を分子として得た率に、別表に定める月額単価を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。

６　第１項の委託費のうち、職場見学、職場体験、職場実習（以下、「職場見学等」という。）に係る委託費（以下、「職場見学等推進費」という。）は、別表の5に定める受講生１人当たりの額とする。

　　なお、１か月当たりの訓練設定時間が100時間に満たない場合は、上記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。

（契約保証金）

〔納付してもらう場合〕

第５条　受託者は、別表の6に定める契約保証金をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

２　委託者は、第10条第3項の規定により報告書の引渡しを受け、検査に合格した後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

〔免除する場合〕

第５条　契約保証金は、別表の6に定める額とし、長野県財務規則第143条第3項の規定により、その納付は免除する。

２　受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

３　前項の契約保証金に相当する金額には利子を付さないものとする。

（委託業務の処理方法）

第６条　受託者は、この契約書のほか、別に定める委託訓練実施要領及び仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

２　受託者は、前項の要領及び仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

３　受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（受講生の就職支援）

第７条　受託者は、訓練期間中及び訓練終了後を通じて受講生の就職促進に努めるものとする。

２　受託者は、委託訓練実施機関に就職支援責任者を配置し、受講生に対して就職支援を行うものとする｡

３　前項の就職支援の内容及び就職支援責任者の職務は、別表及び仕様書に定めるとおりとする。

（職場見学等）

第８条　受託者は、職場見学、職場体験、職場実習（以下、「職場見学等」という。）を実施した場合は、職場見学等の実施状況について、第10条第２項の期限までに別紙５－１「職場見学等実施報告書」を提出しなければならない。提出に当たっては、受入事業所担当者の確認を受けた別紙５－２「職場見学等実施報告書　受入先事業所確認票」及び受講生の確認を受けた別紙５－３「職場見学等実施報告書　受講生確認票」を添付するものとする。

（訓練の実施状況に関する報告）

第９条　受託者は、訓練実施状況について、毎月５日までに別紙１「委託訓練実施状況報告書」及び別紙２「訓練生出席状況」により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、委託者の行う訓練の実施状況等に関する調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

（実施結果報告及び検査）

第10条　受託者は、訓練終了日の５日前までに、別紙３「委託訓練修了予定者報告」を委託者に提出しなければならない。

２　受託者は、訓練終了日の５日以内に、別紙４「委託訓練実施結果報告書」及び別紙４別添１～２を委託者に提出しなければならない。

３　委託者は、第８条及び前項の報告書の提出があったときは、10日以内に検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

４　前項の委託費の確定額は、第４条に規定する委託費（職場見学等推進費を含む。）の計算方法に基づき算定した額とする。

５　受託者は、第３項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

６　第３項及び前項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

（委託費の支払）

第11条　委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託費を支払うものとする。

２　委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第３項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合においてその遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものみなす。

（書類の整備）

第12条　受託者は、委託業務の実施経過及び訓練に係る関係書類を整備し、委託者からの照会等に対応できるようにしなければならない。

２　受託者は、前項の書類等を委託業務の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでのいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（災害の報告等）

第13条　受託者は、受講生が訓練受講中（登下校途上を含む。）に災害を受けたときは、速やかにその旨を委託者に報告するものとする。

２　前項の災害のうち、受託者の責に帰すべき事由により発生した災害については、受託者は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条　受託者は、委託業務の実施に関して知り得た受講生の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には別表「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第15条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合はこの限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第16条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）

第17条　受託者は、委託業務の内容を変更しようとする場合又は委託業務を中止しようとする場合は、事前に委託者の承認を受けなければならない。

２　受託者は、委託業務が第３条に規定する期間内に完了しない見込みのあるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその旨を委託者に報告し、その指示に従うものとする。

（契約解除）

第18条　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

(1)　受託者が、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2)　受託者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3)　受託者が、著作権法違反等、この委託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき。

(4) 受託者が、税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この委託業務を実施することがふさわしくないと委託者が判断したとき。

(5) 受託者が、別に定める訓練修了生の就職状況報告に関して虚偽の報告をしたとき。

(6) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第18条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときはこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第18条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第19条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第10条第２項に規定する期限までに実施結果報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は実施結果報告書を提出した日までの日数に応じ、委託費に対し年２．５％の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第11条第１項に規定する期限までに委託費を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託費に対し年２．５％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第18条から第18条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

４　委託者は、前項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

５　受託者は、第１項又は第３項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第20条　受託者は、第18条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第18条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第21条　受託者は、委託業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第22条　この契約書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注]（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　　　委託者　　松本市寿北７－１６－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野県松本技術専門校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校　長　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　 　　　　　受託者　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　法人名

代表者名　　　　　　　　　　㊞

別表

１　訓練科名及びコース番号

　　　　　　　　　　科　　ＮＭ－

２　訓練期間

令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日　（　　か月）

３　訓練時間

令和　　 年 　 月　 日から令和 年　　月　　日　　　 日　 時間

令和　　 年 　 月　 日から令和 年　　月　　日　　　 日　 時間

令和　　 年 　 月　 日から令和 年　　月　　日　　　 日　 時間

　計　　 日 時間

４　訓練人数

人

なお、別紙「訓練受講生名簿」に記載のある者のみ訓練受講生とし、当該訓練受講生以外の者を訓練に参加又は同席させることはできない。

５　委託費単価　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 訓練実施経費　 単価 受講生１人当たり月額 　　　　　　　円×１１０/１００

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 　　　　　　×１０/１００円）

　　 　職場見学等推進費　　単価 受講生１人当たりの額 　　　　　　円×１１０/１００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 　　　　　　×１０/１００円）

　　ただし、職場見学等推進費の単価は、受講生の職場見学等出席状況（以下に示す職場見学等実施率）に応じて変更となるものとする。

　　職場見学等実施率８０％以上 ＝ 　　　　　　円

　　職場見学等実施率８０％未満 ＝ 　　　　　　円

職場見学等実施率 ＝ （b＋c） ÷ （a＋c－d） × １００

　 a：修了者

b：修了者のうち２か所以上かつ６時間以上職場見学等に出席した者

c：中途退校者のうち２か所以上かつ６時間以上職場見学等に出席した者

d：修了者のうちやむを得ない理由（委託者が認めたものに限る）により２か所以上または６時間以上職場見学等に出席できなかった者

６ 契約保証金

契約保証金額　　　　　　　　　円　（税込）

７　訓練実施場所

教室名

所在地

８　訓練内容

別紙「訓練カリキュラム」による。

なお、訓練カリキュラムの一部変更は、訓練の目的及び仕上がり像並びに総訓練時間に変更が生じない限り、委託者の承認を得ることで可能とする。

９　講師名簿

別紙「講師名簿」による。

10　就職支援

受託者は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講生の就職促進に努めることとする。

　受託者は、委託訓練実施機関に就職支援責任者を設置し、受講生に対して就職支援を行うものとする。

就職支援責任者　（　　　　　　　　　）

（ジョブ・カード作成アドバイザー登録証登録番号　　　　　　　　　 ）

なお、就職支援の内容及び就職支援責任者の業務は次のものとする。

（１）就職支援の内容

1. 求人企業の開拓及び訓練受講生への情報提供
2. ジョブ・カードの作成支援
3. キャリアコンサルティングの実施（訓練期間中に３回以上実施し、

うち１回以上はジョブ・カードを活用すること）

1. 履歴書、職務経歴書等の応募書類の作成及び取扱いに係る指導
2. 個別就職相談の実施

（２）就職支援責任者の業務

①　過去の訓練受講生に対する就職実績等を踏まえ、訓練受講生に対する就職支援の企画・立案

②　訓練受講生に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成支援による就職支援の適切な実施に係る管理

③　就職支援に関し、関連機関（委託者、公共職業安定所）及び訓練修了生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携した求人情報の確保・提供及び訓練修了生への情報提供

④　訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況の把握及び管理、並びに公共職業安定所への情報提供

⑤　キャリアコンサルティング実施状況報告個別票（別紙）の作成及び提出

11　付随業務

（１）受講生の出欠席の管理及び指導

（２）訓練の指導記録の作成

（３）受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理

（４）受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導

（５）受講生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

（６）受講生の中途退校に係る事務処理

（７）受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出

（８）災害発生時の連絡

（９）訓練実施状況・就職状況の把握及び報告

（10）受講生の能力習得状況の把握及び報告

（11）その他委託者が必要と認める事項

別 紙

個人情報取扱注意事項

第１　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第３　受託者は、この契約により取扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。

第４　受託者は、この契約により取扱う個人情報の管理責任者を定めなければならない。

２　管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握･管理し、必要な指導を行う。

第５　受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員･従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

２　受託者は、使用者に対して、第２の秘密保持について徹底して指導しなければならない。

３　受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

第６　受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

２　受託者は、前項ただし書きにより再委託をする場合は、再委託先に対して、個人情報保護に関する法令等を遵守させることとし、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、受託者の責任において対処するものとする。

第７　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。

第８　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第９　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに委託者に返還又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

第10　委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者に対して報告を求めることができる。

第11　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

第12　委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者と協議の上、別に定める。